

高槻市高等職業訓練促進給付金の申請についてのご案内

■ 制度内容

母子家庭の母および父子家庭の父が、看護師等の資格取得のために6ヶ月以上の養成機関で修業されている場合に、一定期間、高等職業訓練促進給付金を支給しています。また、養成機関修了時には高等職業訓練修了支援給付金が支給される場合があります(支給要件あり)。

看護師(准看護師)・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士
美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師等

■ 支給金額

①申請者本人および同居している方(世帯分離含む)が市民税非課税の場合

月額 100,000円(最終1年間は140,000円)

②上記以外の場合

月額 70,500円(最終1年間は110,500円)

■ 支給期間

修業期間の全期間(上限4年間)

※ 申請した月からの支給になります。

■ 申請できる方の要件

- ① 申請時に母子家庭の母および父子家庭の父であること。
- ② 児童扶養手当を受けている方と同等の所得水準であること。
(上記の所得水準を超えていても、1年以内であれば支給対象者となります。)
- ③ いずれの対象資格も取得していないこと。
- ④ 6ヶ月以上の養成機関に在籍していること。
- ⑤ 所定の修業期間内に修了見込であること。
- ⑥ 専門的な資格を取得し、経済的な自立を目指していること。
- ⑦ 修業のため、子育てや就業(仕事)との両立が困難であること。

以上の要件に該当する方、または、
これから資格取得を考えている方は、
まずはご相談ください!

(所得による制限がありますので、必ず事前にご相談ください!)



■ 支給申請に必要な書類

① 申請書

② 相談受付票

← 高槻市指定様式です

③ 養成機関の長が発行する在学証明書

④ 申請者の本人確認書類（確認のみ）

⑤ 申請者及び申請者と同居する者の個人番号カード又は通知カード（確認のみ、コピー可）

⑥ 申請者名義の預金通帳またはキャッシュカード（確認のみ）

* 毎月の請求時

① 「支給請求書」（請求月のもの）

② 「在籍に関する証明書」（請求月のもの）

* 年度が変わる時

① 養成機関の長が発行する単位取得証明書（成績証明書）

② 養成機関の長が発行する在学証明書（新学年のもの）

■ 相談受付票記入上の注意

- ・ 資格を取得しようと思ったきっかけ。
- ・ 以前はどのような仕事（仕事内容、パート or 正社員、待遇など）をしていたか。
- ・ 養成機関へ入学後の学費、仕事、収入、子どもの養育などの生活状況。
- ・ 修了後の進路・就職の予定について
- ・ 准看護師資格を持っている場合は、いつ頃、どこの養成機関で取得したか。

など、相談受付票の備考欄にご記入ください。

※高等職業訓練促進給付金は、修業と、仕事・子育てとの両立が困難な方で、自立意欲が高い方に支給されるものです。現状や希望など心持を自由にご記入ください。

■ 申請にあたっての注意！

→申請から初回給付金の振込まで相応の日数を要します。

修業中の学費や生活費にかかる資金については弾力的な計画をお願いします。

→支給決定を受けられた後、母子家庭の母あるいは父子家庭の父でなくなった場合や修業を取り止めた場合、卒業見込みが延長された場合などは、支給停止となりますので、必ずご相談ください。



【詳しくは下記までお問い合わせください】

高槻市子ども未来部子ども育成課ひとり親家庭支援チーム

高槻市役所 総合センター7階

電話072-674-7832

担当 ()

